

# 日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区に係る合同対策本部会議 次 第

日時：令和6年2月29日（木）16:30～

場所：茨城県庁5階「庁議室」

## 1. 開会

## 2. 議事

（1）高炉休止に関する情報共有について

（2）今後の対応について

（3）その他

## 3. 閉会

## 日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区に係る合同対策本部

### 出席者名簿

役 職	職 名	氏 名	備 考
本 部 長	茨城県知事	大井川 和彦	(代理) 茨城県副知事 横山 征成
副本部長	鹿嶋市長	田口 伸一	
	神栖市長	石田 進	
	茨城県副知事	横山 征成	
本 部 員	茨城県政策企画部長	北村 孔敬	
	茨城県産業戦略部長	大竹 真貴	
	茨城県立地推進部長	冨田 悟	
	鹿嶋市政策企画部長	桐生 進一	
	鹿嶋市経済振興部長	田村 清純	
	神栖市企画部長	出沼 和弘	
	神栖市産業経済部長	比嘉 年美	
	関東経済産業局長	太田 雄彦	
	茨城労働局長	澤口 浩司	(代理) 職業安定部長 西方 雅一

# 日本製鉄(株)からの情報提供及び 県からの要請について

---

茨 城 県  
2024年2月29日

# 高炉1基休止に至った経緯

## 日本製鉄(株)の中長期経営計画の骨子(抜粋)

### 鉄鋼需給環境

#### 内需減少、輸出採算性悪化

カーボンニュートラルに向けた  
新規ニーズを含め  
高級鋼の需要拡大

#### 東アジア沿岸部新規ミル 能力拡大による競争激化

アジア中心に世界の鉄鋼需要は拡大

世界の過半を占める中国の需給動向により  
原料～製品の市場ボラティリティは増大

### 気候変動

カーボンニュートラルの実現は  
官民を挙げた国家総力戦へ

他国に先駆けた  
カーボンニュートラルの技術確立

### 経営計画の4つの柱

#### 国内製鉄事業の再構築

商品と設備の取捨選択による  
集中生産

注文構成高度化      設備新鋭化

#### 海外事業の深化・拡充

グローバル粗鋼1億t体制へ

#### カーボンニュートラルへの挑戦

2050年カーボンニュートラル

#### D X 戦略の推進

意思決定迅速化・課題解決力向上

# 高炉 1 基休止に至った経緯

## 高炉の休止の状況（5 基、うち 1 基が鹿島第 3 高炉）

既公表対策+今回公表対策による効果



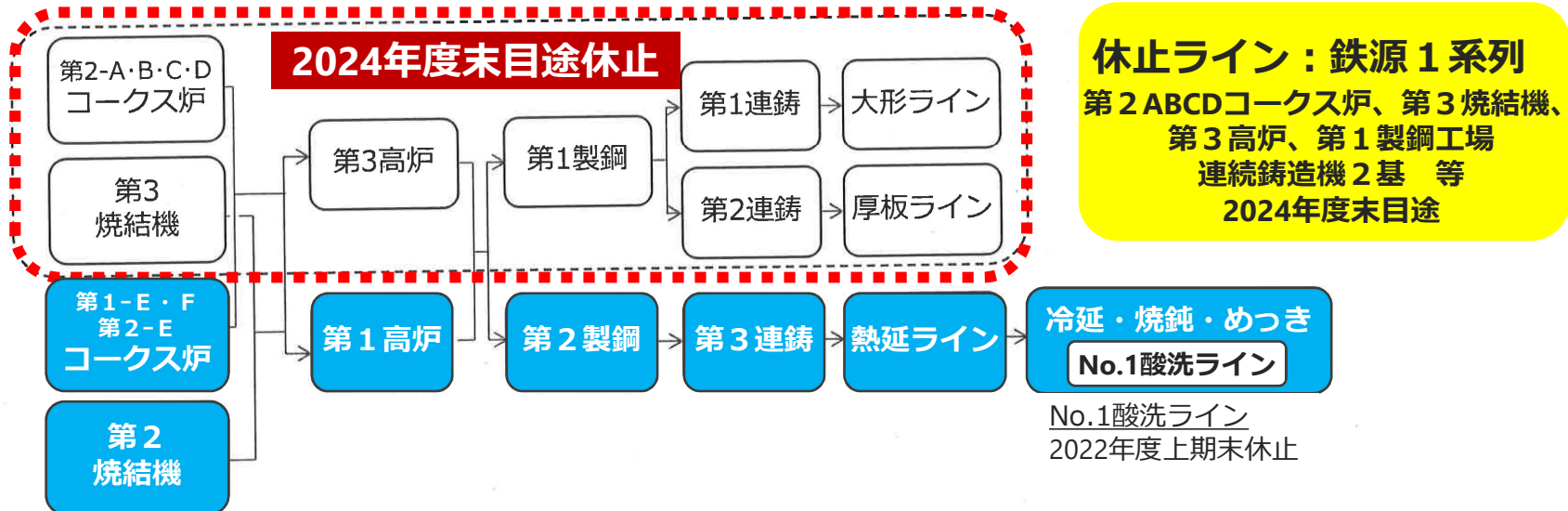
国内高炉基数  
**15⇒10**基

既公表：小倉高炉、呉第1・2高炉、和歌山第1高炉  
今回公表：鹿島第3高炉

→小倉 20.9休止  
呉 23.9全設備休止  
和歌山21.9休止

### 東日本製鉄所鹿島地区 鉄源1系列休止

東日本製鉄所鹿島地区の厚板・大形ラインの休止後の全社鉄源バランス、同地区の一貫生産・出荷能力、コスト等を総合的に勘案し、同地区の第3高炉と関連設備を休止



# 日本製鉄(株)の2020構造改革報道発表以降の県等の取組

- 2020年2月の日本製鉄(株)の構造改革報道発表以降、鹿島地区の高炉2基の継続について、24回に渡り、存続要望を強く働きかけるとともに、存続してもらうための支援策を講じたい旨を積極的に伝達
- また、国（経産省、国交省、厚労省）に操業継続への支援を要望

## 【現在までの取組】

- 2020.8 小善副知事と佐藤副社長執行役員（東日本製鉄所長）との面談
- 2020.9 知事と佐藤副社長執行役員（東日本製鉄所長）との面談
- 2020.10 小善副知事と岸本執行役員（東日本製鉄所副所長（鹿島地区代表））と面談し  
要望書提出
- 2021.3 知事が鹿嶋市長、神栖市長とともに橋本社長に操業継続を要望  
知事が鹿嶋市長、神栖市長とともに経産省、国交省、厚労省へ操業継続への支援を要望
- 2023.2 横山副知事が鹿嶋市長、神栖市長とともに若松執行役員（東日本製鉄所副所長（鹿島地区代表））に要望書提出

# 日本製鉄(株)からの情報提供及び県からの要請

- 2024年2月15日に日本製鉄(株)東日本製鉄所副所長（鹿島地区代表）の若松執行役員が高炉1基休止に関する説明のために来庁。

知事からは日鉄に対して雇用影響の最小化や情報共有、跡地利用の検討、県との連携などを要請。

## 【日鉄からの説明内容】

### 配置転換（日鉄）

- ・操業・整備に関わる従業員は鹿島地区内での活躍の場を最大限確保し、君津地区への配置転換の規模は80名程度。

※鹿島地区従業員数は約2,900名。

### 配置転換（グループ会社及び協力会社）

- ・グループ会社・元請け協力会社は、欠員のある職場や近隣事業所への配置転換等の状況を踏まえ、一定程度目途が立っている。
- ・二次請け等の協力会社における具体的な対応方針が判明した時点で必要に応じ、行政からのサポートをご検討いただきたい。

### 高炉休止後の設備の跡地利用

- ・検討中。カーボンニュートラルの取組に貢献できるものがあれば連携させていただき検討したい。

## 【知事から日鉄への要請内容】

**地元経済・雇用などへの影響の最小化のための措置**

**CN産業拠点創出に向けた跡地利活用、新技術導入、設備投資の促進**

# 今後の対応 (R6当初予算案)

資料 2

1. 離職者支援	2. 受注確保支援
<p>『就職マッチング会の開催』                      開催：2024年度後半～                      対象者：日鉄及び関連企業の離職者及び                      期間工・派遣職員の求職者など                      参集企業：鹿嶋・神栖及び近隣の採用希望企業                      予算額：2,308千円 (労働政策課)</p>	<p>『ビジネスコーディネーターの配置』                      配置者(案)：地元企業に精通した企業OBなど                      (非常勤1名)                      活動内容：地元中小企業のニーズと発注企業側の                      ニーズ把握し、受発注をマッチング                      予算額：3,390千円 (技術革新課)</p>

## 【スケジュール案】 (日鉄及び関連企業の状況を見ながら開催時期・内容など詳細を決定)

	令和5年度 (2023FY)				令和6年度 (2024FY)												令和7年度 (2025FY)	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
日鉄鹿島及び 関連企業	配転者決定(80名)				(関連企業の配転等)													
県 (対策本部会議)	本部会議の開催 予算の決定				コーディネーター (地元企業実態把握)													
	コーディネーター (マッチング業務)																	
	就職マッチング会																	



# 合同対策本部としての今後の対応について

資料 3

## 1 今後の課題

東日本製鉄所（鹿島地区）が有する高炉 2 基のうち 1 基の休止についての撤回は難しいと考えられることから、

- 離職者、事業活動、その他の影響（税収・人口減等）など、今後の地域への影響の最小化
- カーボンニュートラルに資する新たな取り組みに向けた高炉休止後の跡地や残るもう 1 基の高炉の利活用をどのように促すか。

## 2 今後の対応

- 日鉄鹿島地区、協力会社、下請け会社との連携を図りながら、引き続き、地域にどのような影響が及ぶか本部員間で情報共有を行うとともに、各本部員で就職支援、受注確保支援に努め、対策を講じる。
- 高炉休止後の跡地や残るもう 1 基の高炉については、本県産業の将来を担うカーボンニュートラルに資する新技術の導入や設備投資を促すため、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトの進捗を見ながら提案を行うなど、日鉄と連携を図る。

# 鹿嶋市の取組みについて

日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区に係る  
合同対策本部会議  
2024年2月29日（木）  
鹿嶋市



＜鹿嶋市産業活動の活性化のための固定資産税の特例措置に関する条例について＞

この条例は、固定資産税の課税免除を行うことにより、市内における産業活動の活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的としている。

令和6年1月1日をもって土地取得期間が満了となることを機に、更なる企業誘致の促進及び既存産業の支援の充実を図るため、条例の一部を改正。（令和6年1月1日施行）

＜制度概要＞

	改正前	改正後
対象者	土地取得（平成31年1月2日～令和6年1月1日） 事業所等の新增設 新規雇用5名以上（うち市民5名以上）	事業所等の新增設（ <b>延床面積500㎡以上</b> ） 新規雇用5名以上（うち市民 <b>3名以上</b> ）
対象区域 （特例区域）	（用途地域） 第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、 商業、準工業、工業 （地区整備計画） 上記用途地域に相当する区域	（用途地域） 第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、 商業、準工業、工業、 <b>工業専用</b> （地区整備計画） 上記用途地域に相当する区域
対象税金 （特例資産）	申請対象者に賦課される以下の固定資産税 ・建物面積に相当する土地 ・建屋 ・償却資産	申請対象者に賦課される以下の固定資産税 ・建物面積に相当する土地 ・建屋 ・償却資産
免除期間	5年間	<b>3年間</b> ※ただし、改正前の対象者に該当する場合は、 免除期間5年間
申告	毎年1月31日までに申告	毎年1月31日までに申告





# 神栖市の取組みについて

日本製鉄株式会社東日本製鉄所  
鹿島地区に係る合同対策本部会議

2024年2月29日

# 産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための 固定資産税の特別措置に関する条例について



## 目的

税制上の特別措置(優遇策)を実施し、地域産業活性化のための企業誘致及び雇用機会の創出を図り、もって市民生活の安定および向上に資するものです。

## 概要

対象者	事業所等の新增設 ※工業団地等以外は新規雇用5名以上（うち市民3名以上）の要件あり
対象業種	全ての業種（風俗営業等を除く）
対象税金 (特例資産)	申請対象者に賦課される以下の固定資産税 ・建物面積に相当する土地（制度施行以降に取得した土地に限る） ・建屋 ・償却資産
免除割合・期間	100%・3年間
申告	毎年1月31日までに申告

※本条例の適用期間 令和6年3月31日  
(令和6年第1回神栖市議会定例会に適用期間延長の条例改正案を提出予定)

